（移転等の勧告）

第九十二条　都道府県知事は、津波が発生した場合には特別警戒区域内に存する建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他津波による人的災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

2　都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十章　雑則

（財政上の措置等）

第九十三条　国は、津波防災地域づくりの推進に関する施策を実施するために必要な財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（監視区域の指定）

第九十四条　都道府県知事又は指定都市の長は、推進計画区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十七条の六第一項の規定により監視区域として指定するよう努めるものとする。

（地籍調査の推進）

第九十五条　国は、推進計画区域における地籍調査の推進を図るため、地籍調査の推進に資する調査を行うよう努めるものとする。

（権限の委任）

第九十六条　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（命令への委任）

第九十七条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。

（経過措置）

第九十八条　この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第十一章　罰則

第九十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第二十二条第一項の規定に違反して、津波防護施設区域を占用した者

二　第二十三条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者

三　第七十三条第一項又は第七十八条第一項の規定に違反して、特定開発行為をした者

四　第八十条の規定に違反して、第七十三条第一項の制限用途の建築物の建築をした者

五　第八十二条又は第八十七条第一項の規定に違反して、特定建築行為をした者

六　第八十八条第一項の規定による都道府県知事等の命令に違反した者

第百条　次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第七条第七項（第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

二　第八十九条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百一条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第五十一条第三項の規定に違反した者

二　第五十二条第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項各号に掲げる行為をした者

三　第九十条第一項又は第二項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第百二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第百三条　第五十八条、第七十八条第三項、第八十一条第一項又は第八十七条第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九章、第九十九条（第三号から第六号までに係る部分に限る。）、第百条（第二号に係る部分に限る。）、第百一条（第三号に係る部分に限る。）及び第百三条（第五十八条に係る部分を除く。）の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　前田　武志

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第百二十四号

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（水防法の一部改正）

第一条　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十二条の三」に改め、「の組織及び活動」を削り、「第三十二条」を「第三十三条」に改める。

第一条中「洪水」の下に「、津波」を加え、「防ぎよ」を「防御し」に、「因る」を「よる」に改める。

第二条第七項中「洪水」の下に「、津波」を加える。

第三条の二中「果す」を「果たす」に改め、「洪水」の下に「、津波」を加える。

第七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

第九条中「海岸堤防等を」を「海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を」に、「海岸堤防等の」を「海岸堤防、津波防護施設等の」に改める。

第十条の見出し中「洪水予報」を「洪水予報等」に改め、同条第一項中「洪水」の下に「、津波」を加え、同条第三項中「事項」の下に「（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）」を加える。